

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 東京コスモス電機株式会社

【英訳名】 Tokyo Cosmos Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 秀実

【本店の所在の場所】 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号

【電話番号】 046-253-2111(代)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 企画部長 小野澤 一実

【最寄りの連絡場所】 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号

【電話番号】 046-253-2111(代)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 企画部長 小野澤 一実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額47,035,170円

ロ 効力発生日

平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総則 (商号) 第1条 当社は東京コスモス電機株式会社と称する。 (新設)</p> <p>第4条～第18条 (条文省略) (取締役会の設置) 第19条 当社は、取締役会を置く。 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は8名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第1章 総則 (商号) 第1条 当社は東京コスモス電機株式会社と称し、英文ではTokyo Cosmos Electric Co.,Ltd.と表示する。 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 第5条～第19条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は8名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。 (取締役の選任) 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会を招集するには会日より5日前までに各取締役および各監査役に通知を発する。ただし緊急の必要がある場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会を招集するには会日より5日前までに各取締役に通知を発する。ただし緊急の必要がある場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意のある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(監査役および監査役会の設置) 第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	(削除)
<p>(監査役の員数) 第33条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	(削除)
<p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	(削除)
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合には更にこれを短縮することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則) 第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	(削除)

変 更 前	変 更 後
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第43条～第45条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第47条～第49条 (条文省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は第59回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、高橋秀実氏、猪瀬好則氏、村上博治氏、伊東博之氏の4名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、飯嶋正明氏、小野正典氏、北野雅教氏、阿部巖氏の4名を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

当社が監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を、年額120百万円以内と定めることとする。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社が監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を年額24百万円以内と定めることとする。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役 飯嶋正明氏、北野雅教氏、阿部巖氏に対し、当社の規定に定める基準に従って退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期、方法等は、監査等委員会の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	7,993	111	0	(注)1	可決 98.63
第2号議案 定款一部変更の件	8,017	87	0	(注)2	可決 98.93
第3号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く)4名選任の件					
高橋 秀実	7,979	125	0	(注)3	可決 98.46
猪瀬 好則	7,991	113	0	(注)3	可決 98.61
村上 博治	7,991	113	0	(注)3	可決 98.61
伊東 博之	7,987	117	0	(注)3	可決 98.56
第4号議案 監査等委員である取締役4名 選任の件					
飯嶋 正明	8,004	100	0	(注)3	可決 98.77
小野 正典	8,008	96	0	(注)3	可決 98.82
北野 雅教	8,008	96	0	(注)3	可決 98.82
阿部 巖	8,012	92	0	(注)3	可決 98.86
第5号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く)報酬等の額設定の件	7,985	119	0	(注)1	可決 98.53
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬 等の額設定の件	7,980	124	0	(注)1	可決 98.47
第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈 呈の件	7,920	184	0	(注)1	可決 97.73

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。